

集団的自衛権行使容認 反対！

憲法9条の理念を広め、

武力でなく人による安全保障を！

7月1日、自公政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定した。7月1日は、日本国憲法が「日本国憲法」でなくなった日として記憶されるだろう。

憲法は、国民を縛る法律とは違い、国家権力の暴走に歯止めをかけるために、政府や国会議員などに縛りをつけるもの。

そのため、時の政権が都合よく変えないよう、総理大臣はじめ行政府、立法府を構成する国会議員などに憲法を守る義務を課している。この立憲主義の考えは、民主的国家ではあたり前のことで、時の権力者の圧政に苦しんだ人々が苦しみの中から生み出したものだ。

しかし、このことをわきまえない安倍総理・自公政権は、自らに課された縛りを無視し、立憲主義そのものを踏みにじった。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権、平和主義を三原則とする憲法である。

今回の閣議決定は、主権者である国民の声を聞くことなく、集団的自衛権を認めていない憲法の平和主義を捨て去る行為である。つまりは、原則を捨てたのだ。原則を捨てた憲法はすでに「日本国憲法」にあらずと言っても過言ではない。

日本国憲法の定める「平和主義」は、戦争によって人を殺すことも、殺されることもないという人類の理想を、第二次大戦後69年近く営々と具現化してきたものとして、世界から高く評価されてきた。戦争体験者から「憲法を変えようとしている人たちが戦争に行くわけじゃない。駆り出されるのは若い人たちだ。それを訴えて」と激励された。まさにその通りだ。生活者ネットのメンバーもおおぜい繰り出した官邸前デモには、これまでのデモと違い、20代、30代の若者が多かった。

次世代に平和な社会を引き継ぐために、
意志あるみなさん！一緒に声を出していきましょう！

西東京・生活者ネットワークは、戦争をさせない1000人委員会の「戦争をさせない全国署名」、「憲法9条にノーベル平和賞を」などの署名に取り組んでいます。

.....
集団的自衛権の行使を正当化する安倍政権の強権的な政治破壊を許してはならないと、超党派の地方議会議員によって設立された「自治体議員立憲ネットワーク」の共同代表に、東京・生活者ネットワークの西崎光子都議が就きました。

集団的自衛権行使で危険にさらされる人たち。

海外で民間支援を行っているNGO団体は、「武力行使をしない日本」だからこそ、理解と信頼を得、安全に活動することができてきました。集団的自衛権行使容認は、平和国家の信用を失い、NGOの人たちの安全を脅かすものとして、NGOの人たちに危機感を与えています。

民間交流や自治体レベルでの共生は、武力による安全保障に替わる新しい道で日本国憲法の理念です。

多元的価値の共有と相互の寛容で開かれた対話の積み重ねこそが世界の平和に寄与するものです。

生活者ネットワークの活動レポート 臨時号

◆発行 者 西東京・生活者ネットワーク

◆発行責任者 清水浩子

◆発行 日 2014年7月10日

〒202-0005 西東京市保谷町6-25-1-102 tel 042-453-4121 fax 042-410-0014

<http://nishitokyo.seikatsusha.me/>